

使用料・手数料の見直しに関する  
基本方針  
(改訂第2版)

令和5年4月  
国立市

## 目次

はじめに	1
1 使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方	2
(1) 受益者負担の原則	2
(2) 算定方法の明確化	2
(3) 経費節減・サービス向上の取組み	2
(4) 定期的・継続的な見直しの実施	2
2 使用料・手数料とは	3
(1) 使用料	3
(2) 手数料	3
(3) 見直しの対象とする使用料・手数料	4
3 原価計算方法	5
(1) 対象とする経費の範囲	5
(2) 按分について	5
(3) 施設・事務類型の設定	5
(4) 原価計算方法	6
(5) その他	6
4 受益者負担割合	7
(1) 受益者負担割合	7
5 料金設定方法	9
(1) 理論上の適正価格	9
(2) 設定料金の調整	9
6 改定の実施	10
(1) 改定対象	10
(2) 料金改定の単位	10
(3) 激変緩和措置	10
(4) 適切な準備と周知	10
7 減額・免除	11
(1) 基本的な考え方	11

## 改訂履歴

作成日	主な改訂内容
令和元年(2019年)9月	初版作成
令和5年(2023年)4月	減額・免除の基本的な考え方を明記

## はじめに

特定の人が利益を受ける行政サービスについては、これまでもその対価として使用料・手数料を徴収してまいりましたが、市民全体の負担の公平性の観点や近隣自治体との均衡の観点から使用料・手数料の定期的な見直しを見据え、より具体的かつ技術的な指針として令和元年（2019年）9月に「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定しました。

この度「国立市健全な財政運営に関する条例」の規定に基づき、原則として4年ごとに使用料・手数料を見直す必要があることから当基本方針においても、適宜、見直すものです。

今回の改訂に当たっては受益者負担の例外である使用料・手数料の減額・免除についても検討を要すことから、統一した基準を示す必要があり、この指針において基本的な考え方を示すこととしました。

## 1 使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方

### (1) 受益者負担の原則

地方自治体が提供する行政サービスの中には、特定の人に対して特に利益を生じるものがあります。たとえば、住民基本台帳を整備・管理することは市町村の義務ですが、住民票の写しを交付することは、交付を請求した人にものみ利益が発生すると考えられます。このような場合、行政サービスの受益者が適正に費用を負担せず市民全体の税金で費用を負担すると、受益者が市民全体の負担で特別の利益を得る一方で、それ以外の市民は費用のみを負担して利益を享受できないという不公平が生じてしまいます。

このような、特定の人に対する行政サービスの受益者は応分の費用を負担すべきという考えを受益者負担の原則といい、これを使用料・手数料の設定に関する基本原則とします。

### (2) 算定方法の明確化

受益者負担の原則に基づいて受益者に応分の負担を求めるためには、その理解を得るために透明性と公平性を担保する必要があります。そこで、施設利用や役務の提供に係る行政コスト（原価）を明らかにし、原価と受益者負担割合に基づく統一的な料金の算出方法を定めます。

### (3) 経費節減・サービス向上の取組み

受益者負担の考えのもとでは、人件費や維持管理経費が原価計算の基礎となることから、市は可能な限り業務の見直しや効率化により経費節減を進め、原価の削減を図ります。合わせて、利用満足度を高めることにより利用者を増加させ、収入増を図ります。

### (4) 定期的・継続的な見直しの実施

市民ニーズや社会情勢の変化により、行政サービスの提供方法やそれに要する経費等にも変化が生じることが想定されるため、使用料・手数料の見直しは定期的に行われる必要があります。そこで、国立市健全な財政運営に関する条例の規定に基づき、原則として4年ごとに使用料・手数料全体の見直しを実施することとします。また、定期的な見直し以外にも、必要が生じた場合には随時見直しを行います。

## 2 使用料・手数料とは

### (1) 使用料

使用料（地方自治法第 225 条）は、行政財産又は公の施設の利用につき徴収するものをいい、指定管理者制度を導入している施設で、指定管理者の料金収入としている場合を含みます。使用料の徴収を行う施設の設置条例等にその金額を規定しています。

使用料は、個人又は団体の施設の利用の対価として徴収するものと、土地や建物の貸付料のように徴収するものとに大別されます。後者には道路占用料や行政財産の目的外使用料があります。

### (2) 手数料

手数料（地方自治法第 227 条）は、特定の者のためにする事務につき徴収するものをいいます。国立市手数料徴収条例等にその対象や金額を規定しています。

手数料の一部は、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められています。

#### 【地方自治法】

##### (使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（第二百三十八条の四第七項）行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

##### (手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

### (3) 見直しの対象とする使用料・手数料

原則として全ての使用料・手数料を見直しの対象とし、新たに設定する使用料・手数料についても本方針に基づいて料金の検討を行います。ただし、本方針に定める原価計算に基づく料金設定を行うことが適切でないと考えられる以下のものについては、別の方法により料金設定を行います。

#### ①政令に定めのあるもの

地方公共団体の手数料の標準に関する政令により標準額が定められている手数料については、特段の事情がない限り政令に従うものとします。

【例】戸籍事務手数料、自動車臨時運行許可手数料

#### ②対象とすべき経費が存在しないもの

土地や建物の貸付料としての性格が強い使用料は、本来の施設提供の目的外利用である場合が多く、原価となるべき経費がそもそも存在しないことから、土地や建物の価値や市場における同種の取引の状況を参考にすると、貸付料の算定方法に準じるように料金を設定します。

【例】道路占用料、公園使用料、行政財産目的外使用料等

#### ③公営企業に関するもの

地方公営企業である下水道事業特別会計は、地方公営企業法の規定により公共性と経済性を発揮しながら独立した運営を求められていることから、長期的な管理運営・経営計画に基づき料金を設定することとします。

【例】下水道使用料

#### ④その他、別の基準により定められているもの

東京都の条例に準拠して料金を設定しているもの等、別の基準により料金を定めているものについては、原価計算に基づく料金設定の対象外とします。

【例】屋外広告物許可手数料

### 3 原価計算方法

#### (1) 対象とする経費の範囲

原価を計算する際は、人件費、物件費、維持補修費、補助費等、公債費（利子分）、減価償却費を対象として積算するものとします。また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の決算額を上記に準じて用いることとします。

人件費	職員給与（諸手当を含む）、会計年度任用職員報酬、共済費等。直近の決算額に基づき算出した人件費単価に、当該施設の管理運営に直接従事する職員及び間接的に従事する職員の数を乗じて算出します。なお、他の業務と兼務している職員については業務量等に応じて按分した数を用いることとします。
物件費	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等。消耗品費、光熱水費、システム関連委託料、保守点検委託料、土地借上料、機器賃借料等の実績額を用います。
維持補修費	施設や設備器具の修繕費の実績額を用います。
補助費等	報償費、保険料、負担金等の実績額を用います。
公債費（利子分）	当該施設整備のために起こした市債の利子返済分（用地取得に係るものを含む）の実績額を用います。
減価償却費	建物及び附属設備、管理システム等のソフトウェアの減価償却費の当該年度分。固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出します。

#### (2) 按分について

複数の施設や事務に係る経費を一括で経理している場合は、それぞれの施設や事務の占める割合に応じて按分して原価に含めるものとします。特に、建物に関しては貸出部分の経費と共有部分の経費の一部（共有部分の経費を貸出部分と非貸出部分の面積で按分した経費）を合算したものとします。

#### (3) 施設・事務類型の設定

原則として、各施設・サービスごとに原価計算を行います。煩雑さ回避や公平性の確保のため統一を図る必要が認められるものについては、類型ごとに原価計算を行います。



#### (4) 原価計算方法

##### ①貸室等（会議室・ホール等）の原価

会議室、ホール等の貸室に代表される一定のスペースを利用者に提供する性質の施設は、次の算式により原価を計算します。1室あたりの年間経費は面積による按分を用いる等の合理的な方法により算出します。

$$\text{原価} = 1 \text{ 室あたりの年間経費} \div \text{年間貸出可能時間} \times 1 \text{ コマあたりの貸出時間}$$

##### ②個人利用施設（プール等）の原価

①の算定方法がなじまない性質の施設（不特定多数の個人が同時に利用する施設等）は、次の算式により原価を計算します。年間利用可能者数は、年間利用可能時間と単位時間あたりの利用可能者数を考慮して算出します。

$$\text{原価} = \text{施設にかかる年間経費} \div \text{年間利用可能者数}$$

##### ③手数料の原価

役務の提供に係る手数料の原価は次の算式により計算します。

$$\text{原価} = 1 \text{ 分あたりの人件費} \times \text{処理時間 (分)} + 1 \text{ 件あたりの経費 (人件費を除く)}$$

#### (5) その他

上記により原価計算を行うことが適当でないものがある場合は、受益者負担の原則に基づいた適切な方法により原価計算を行います。

## 4 受益者負担割合

### (1) 受益者負担割合

受益者負担の原則により受益者には応分の負担を求めていくこととなりますが、施設の利用や役務の提供に要する行政コスト（原価）のうち、どの程度の負担を受益者に求めることが適当であるかは、以下の基準によることとします。

#### ①使用料

市の施設には、道路や公園などのように市民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、自転車駐車場やトレーニング室等のように、特定の市民が利益を享受し、民間においても類似のサービスを提供できる施設まで多岐にわたっています。このため、一律に受益者負担の原則だけで料金を設定することは適当ではないことから、大半の市民が必要とする基礎的な施設か否か（選択性）、民間において提供されるなど市場の代替性がある施設か否か（市場性）の基準で施設を性質別に分類し、受益者負担の割合を設定します。

#### I 選択性による分類

- ・基礎的施設 : 日常生活を営むうえで、大半の市民が必要とする施設
- ・選択的施設 : 生活や余暇をより快適で潤いあるものとするため、特定の市民が恩恵を受ける施設

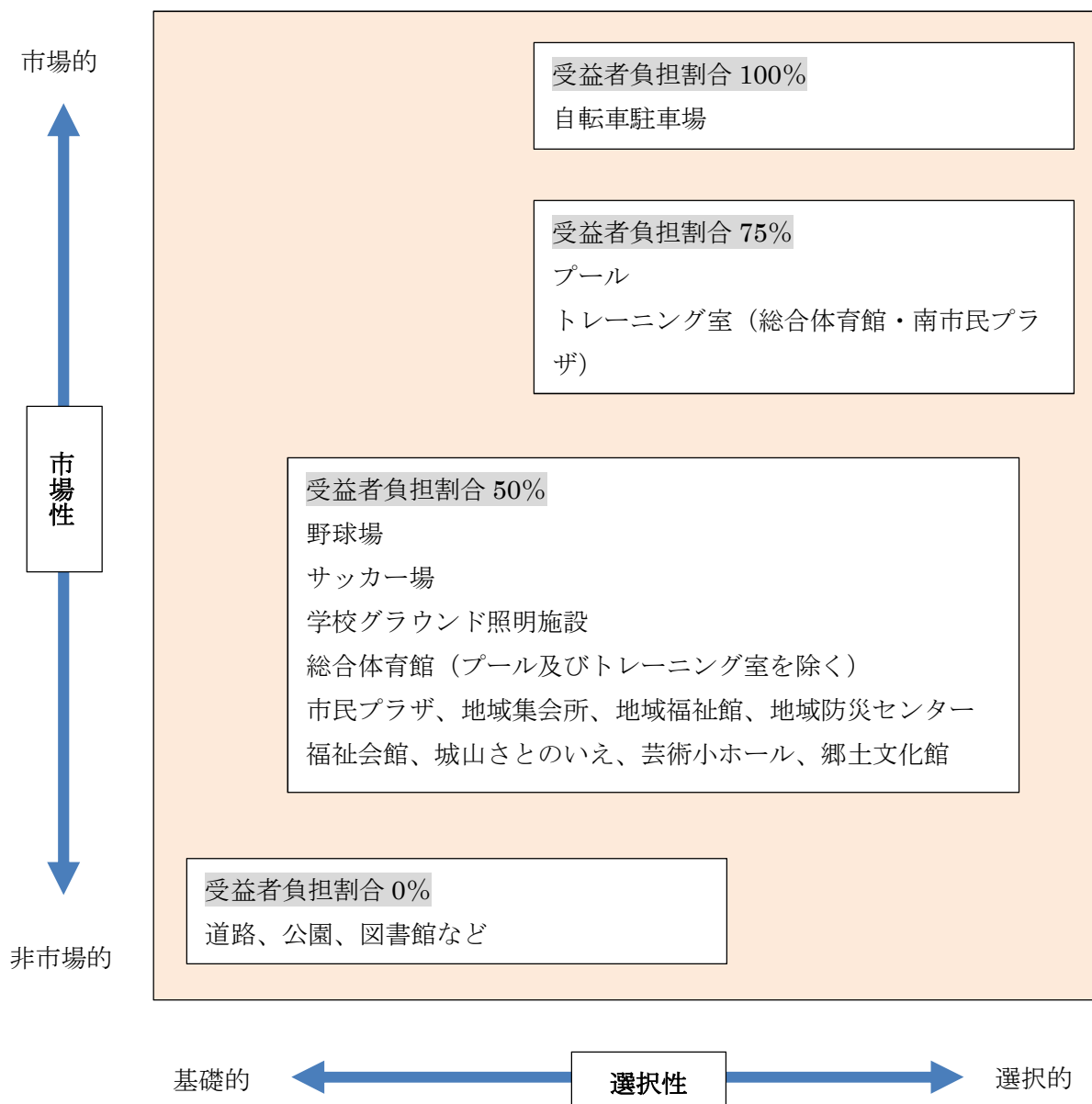
基礎的施設は公費の負担割合を高く設定し、選択的施設は利用者の負担割合を高く設定します。

#### II 市場性による分類

- ・市場的施設 : 民間でも供給されており、行政と民間が競合する施設
- ・非市場的施設 : 民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設

市場的施設は民業圧迫を避けるため、利用者の負担割合を高く設定します。非市場的施設は行政が運営する必要性が大きいいため、公費の負担割合を高く設定します。

なお、施設ごとの受益者負担割合は下表のとおりとします。



## ②手数料

手数料は特定の人のために提供した役務の対価であるという性質から、その受益者負担割合は原則 100%とします。

## 5 料金設定方法

### (1) 理論上の適正価格

計算により得られた利用単位あたりの原価に受益者負担割合を乗じることで得られる金額を理論上の適正価格とします。

$$\text{理論上の適正価格} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

### (2) 設定料金の調整

原価計算による算出後、受益者負担割合に当てはめることで求められた料金が理論上の適正対価であるものの、最終的に料金を決定するにあたっては、以下の事項についても考慮し、必要に応じて調整を図ることとします。

#### ①民間事業者や近隣自治体の提供する類似サービスとの均衡

市場性の高い行政サービス・施設について、民間事業者よりも著しく安価な料金設定を行うことは民業圧迫につながり、健全な市場の育成を阻害することが懸念されます。また、近隣自治体の類似サービス・施設の料金と比較し大きな乖離が生じる場合には、調整を図ることができるものとしします。

#### ②施設の特性等

各施設の設置目的や管理運営についての考え方、施設の立地条件、規模、老朽度合い等を総合的に勘案し、料金を設定することも可能とします。また、複合施設の場合、複合施設内の施設間の価格バランスを考慮して料金設定を行うことができるものとしします。

#### ③料金差による誘導

市民利用の促進・抑制のため、政策的に料金に差異を設けることができるものとしします。

#### ④サービス水準の見直し

理論上の適正価格が現行の料金と乖離している場合において、料金改定と合わせてサービス水準の見直しについても検討します。具体的には、業務の見直しや効率化により料金を引き上げないことや、施設改修や設備投資、サービスの拡充を行うことで現行の料金を維持することができるものとしします。

## 6 改定の実施

### (1) 改定対象

使用料・手数料の適正な水準を維持するためには、理論上の適正価格と現行の料金を比較し、その乖離を是正する改定を行う必要があります。しかし、ごくわずかな乖離に基づき頻繁に改定を行うことや、大きな乖離が生じるまで改定を見合わせ、後に大幅な改定を行うことは、いずれも好ましいことではありません。こうしたことから、理論上の適正対価と現行の料金を比較し、概ね20%以上の乖離が生じているものを改定の対象とします。また、料金の設定・改定を行って間もないものについては改定の対象外とします。

### (2) 料金改定の単位

利用者の利便性及び窓口での料金取扱事務の効率性等を勘案し、料金改定の単位は以下のとおりとし、算定料金に単位未満の端数がある場合は切り捨てることとします。ただし、個別の事情に応じて改定単位を変更する必要がある場合はこの限りではありません。

使用料・手数料の額	改定の単位
100 円未満	1 円
100 円以上 1,000 円未満	50 円
1,000 円以上	100 円

### (3) 激変緩和措置

理論上の適正価格を算定した結果、現行の料金を大きく上回る可能性もあります。この場合、急激な負担増を緩和するため、個別の事情に応じて計画的に見直しを図ることとします。

### (4) 適切な準備と周知

料金の改定にあたっては、事前の準備と周知を徹底し、円滑に改定が実施されるよう万全を期すものとします。

## 7 減額・免除

### (1) 基本的な考え方

使用料・手数料の減額・免除とは、一般に公益的な活動を行う団体に対する活動支援やしょうがいがある市民への経済的・社会的支援などのため、条例に定められた使用料・手数料の額を減免し、又は免除するものです。

しかしながら減額・免除は「受益者負担の原則」の例外です。減額・免除による減収分は他の市民も納めている市税等によって補うことになります。

このことから、市は、使用料・手数料の減額・免除に当たっては、受益者負担の原則の例外として、条例や規則で明文化した上、妥当性を欠くことがないよう、慎重に適用するものとします。